

河川氾濫による災害体験VR動画等制作委託業務仕様書

本業務は、住民の防災意識の向上を図るため、県が実施している小中学生を対象とした防災教育「えひめ川の防災プログラム」や県政出前講座(以下、「防災学習会等」という)において、災害を自分事として捉え、実災害時に迅速かつ的確に行動できるよう、これら防災学習会等で使用する教材を制作するものである。

1 委託件名

河川氾濫による災害体験VR動画等制作委託業務

2 コンセプト

VR特有の臨場感や没入感を活かし、「河川氾濫による災害」のコンテンツが体験でき、あたかも実体験であるかのような機会を創出するとともに、その体験を通じて災害の恐ろしさや日頃の備えの大切さについて、理解を深めるものとする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月 26 日(金)まで(ただし、納品後に VR の動作に不具合が確認された場合には、委託期間終了後も受託者は対応を行うものとする。)

4 納入場所

愛媛県庁土木部河川港湾局河川課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2 電話:089-912-2672

5 業務内容

(1)VR 動画の制作

愛媛県内の公共施設等における「河川氾濫による災害」を想定した 360° VR 映像、及び SNS 等に掲載できる定点映像の2種類を、次の各号に留意し制作すること。ヘッドマウントディスプレイ型VRゴーグルを調達すること

- ① 360度視聴可能なパノラマ映像であること
- ② ヘッドマウントディスプレイは、ケーブルでの有線接続をしないで再生・停止等の操作ができるものであること
- ③ コンテンツの浸水規模等は、県が作成した洪水浸水想定区域図もとにした愛媛県内の公共施設等における浸水深さ、浸水範囲とし、浸水深 50cm、計画規模降雨による浸水、想定最大規模降雨による浸水状況が段階的に分かる内容を盛り込むこと。

※浸水深 50cm の映像は、防災学習会で行っているオモリ片足 7.5kg を付けた水中歩行疑似体験で使用することを想定

- ④ 映像はおおむね30～60秒であること
- ⑤ 各段階の映像は個別再生できる構成とし、かつ全体通し再生モードも選択可能であること
- ⑥ ヘッドマウントディスプレイ(HMD)用に最適化されたチャプター構成を作成すること(簡易UIで選択可能)。
- ⑦ VRコンテンツ特有の「VR酔い」等の対応について提案があること
- ⑧ 字幕、啓発情報等により、教育教材としての完成度を高めること
- ⑨ ヘッドマウントディスプレイ型ゴーグルを初めて使用する者でも操作が可能な設計であること
- ⑩ 調達備品は、すべて同一製品とし、新品であること
- ⑪ 納入から1年間メーカー保証を付帯すること
- ⑫ 素材は著作権フリーであるものを使用し、複製・二次利用可能な状態で納品すること
- ⑬ 納入後、操作説明を行うこと

6 機器等構成

- ① ヘッドマウントディスプレイ 10 台
- ② コントローラ (×10 台)
- ③ 付属品等 1式 (×10 台)
- ④ VR災害体験動画(アプリケーション)【河川氾濫による災害】 1式

7 規格及び性能

- ① ヘッドマウントディスプレイ
 - ・一体型(完全ワイヤレスのオールインワン)
 - ・頭と体の両方の動きを検出して、正確にVR内での動きに変換させることができるものとする。
 - ・メインメモリ:6GB 以上
 - ・ストレージ容量:128GB以上
 - ・液晶ディスプレイで解像度は片目あたり1832×1920以上
 - ・最大連続使用時間:2時間以上
 - ・眼鏡に対応できること(付属品による対応可)
- ② コントローラ
 - ・左右各1個で1セット
- ③ 付属品等
 - ・充電ケーブル
 - ・電源アダプタ
 - ・眼鏡スペーサ(ヘッドマウントディスプレイ単体で対応可能な場合は不要)

- ・単3電池（コントローラ用）

※①～③参考機種:Meta 社 Meta Quest3S(同等品以上なら他機種でも可)

④ VR災害体験動画(アプリケーション)【河川氾濫による災害】

- ・ 360 度空間内を見渡せる CG 等を使用した VR 映像により河川氾濫による災害が発生した場面を視覚体験し、早期避難の重要性を学習することが可能な動画やアプリケーションとする。
- ・ 再生用端末(VR デバイス)において、視聴者が映像を誤って削除・変更できないよう保護された仕様とする。

8 その他条件

- ① 機器納入に当たっての詳細事項については、契約後速やかに契約担当者と打ち合わせを行うこと
- ② 本仕様書に明記されていない事項であっても、機器の使用に最低限必要となる付属品を完備していること
- ③ 担当者と打ち合わせの上、機器を納品し、完全に使用可能な状態になるように調整を行うこと
- ④ 次の費用は入札金額に含まれること
 - ア 機器納入の運搬費用
 - イ 納入機器を使用可能にするための設置・調整費用
- ⑤ メンテナンス体制
 - ア 製造元に蓄積された製品情報を元にした確実迅速なサポートを実施できること
 - イ 納入する機器(消耗品は除く)について、保証期間は6か月以上とし、保証期間内の不具合については、双方協議のうえ、受注者の負担において無償で修理・調整を行うこと
 - ウ 故障修理について、連絡してから3 日営業日以内に状況を確認し、対応スケジュールを提示する体制が整っていること
- ⑥ 仕様書により納品する物品は、新品未使用であること(改造、中古は不可とする)
- ⑦ この仕様書に明示されていない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、受注者は県と協議すること

9 契約に関する条件等

- ① 再委託等の制限

受託者は、業務の一部を再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて発注者と協議し、承諾を得なければならない。
- ② 権利の帰属等

ア 本業務で制作したソフトウェア(既存製品を使用した場合はその部分も含む)の著作権は、全て県に帰属すること。また、著作者人格権については、これを行使しないこと。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を書面で得た場合はこの限りでない。

イ 本業務で必要なソフトウェアのライセンス(使用許諾権)取得に係る費用は、全て本契約に含まれる。

ウ イの履行に係る手続きは、全て受託者において行うこと。

エ 受託者は、県の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、もしくは利用させてはならない。委託期間の終了後や、委託契約が解除された後においても同様とする。

オ 本業務における成果物が第三者の有する著作権等を侵害していないことを、受託者において確認し、委託者の報告すること。なお、成果物が第三者の著作権等を侵害した場合、当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。

③ 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

④ 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。